

GM0 あおぞら CMS 利用規定

(グループ法人プラン親会社さま用)

第 1 条 (サービスの概要)

1. GM0 あおぞら CMS (以下「本サービス」といいます) とは、GM0 あおぞらネット銀行 (以下「当社」といいます) に口座を保有する法人のお客さま向けに、お客さまと所定の資本関係にあるグループ会社 (以下「グループ会社」といいます) との間の資金管理効率化のため、次項各号に定める機能を提供するサービスをいいます。
2. 本サービスで提供する主な機能は以下の各号のとおりです。以下の各号に記載のない機能は、当社所定の本サービスのマニュアルおよび当社 Web サイトに記載するものとします。
 - ① プーリング
グループ会社の口座のうち本サービスを利用する口座 (以下「子口座」といいます) にある資金を、お客さまが本サービスを利用する口座 (以下「親口座」といいます) に集約する機能
 - ② 分配
親口座から子口座に資金を分配する機能
 - ③ 玉突き振込
親口座から子口座を経由して資金移動し、振込手続きを行う機能
 - ④ 承認経路設定管理
承認経路を最大 7 段階まで設定し、各申請に対して割り当てる機能
 - ⑤ 帳票出力
取引明細や残高情報を帳票として出力する機能
3. 当社は、本サービスで提供する機能の追加または削除を行うことがあります。本サービスに新たな機能が追加された場合、お客さまは当該機能をご利用いただけます。ただし、当社が別途利用条件を定めた機能については、この限りではありません。

第 2 条 (本サービスの利用の前提条件)

本サービスの利用申込をするにあたり、お客さまは以下の条件をすべて満たす必要があります。

- ① 申込時点でお客さまおよび本サービスを利用するグループ会社が当社の法人口座を開設し、初期設定が完了していること。
- ② 親口座が当社 Web サイトに掲出する所定の提携サービス口座での利用でないこと。

- ③ お客さまと本サービスを利用するグループ会社との間において本サービスを利用する旨の契約を締結していること。
- ④ 本サービスを利用するグループ会社が当社所定の資本関係を有していること。
- ⑤ お客さままたはグループ会社において、当社が本サービス上での利用を制限している商品またはサービスを利用していないこと。

第3条（本サービスの申込）

1. お客さまは、本規定に同意のうえ、当社所定の申込書および審査書類を利用開始希望日の1カ月前までに当社に提出し、本サービスの利用を申し込むものとします。
2. 本サービスの利用にあたっては当社所定の審査が必要です。
3. 当社が、第1項に定める利用申込を承諾したことをもって、お客さまと当社との間で本サービスの利用に係る契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとします。ただし、前項に定める審査の結果、お客さまが本サービスの利用を適さないと判断された場合、当社は、当該申込を承諾しないものとします。

第4条（権限の設定）

1. 本サービスの利用にあたり、本サービスに関して各種操作や参照する権限を有する利用者（以下「ユーザー」といいます）を設定することができます。
2. ユーザーの管理を行うことができる権限を管理者権限といいます。管理者権限は親口座の取引責任者または当該取引責任者が指定した者に限り付与できます。
3. 本サービスにおいて、ユーザーに設定できる権限は以下のとおりです。

機能名	機能詳細	ご利用可能額	操作	権限の種類					
				管理	全口座承認	全口座申請承認	全口座最終承認	指定口座承認	指定口座申請承認
ブーリング	子口座の資金を親口座に集約する機能です。ブーリング可能額は子口座残高の全額です。	—	参照	—	●	●	●	●	●
			申請	—	—	●	●	—	—
			承認	—	●	●	●	—	—
			最終	—	—	—	●	—	—
強制分配	口座振替予定の資金を親口座から子口座に強制的に分配する機能です。	円普通預金口座残高の範囲内かつブーリング額の範囲内	参照	—	●	●	●	●	●
			申請	—	—	●	●	—	—
			承認	—	●	●	●	—	—
			最終	—	—	—	●	—	—
予定分配	あらかじめ設定した条件に基づき自動的に資金を分配する機能です。	円普通預金口座残高の範囲内かつブーリング額の範囲内	参照	—	●	●	●	●	●
			申請	—	—	●	●	—	—
			承認	—	●	●	●	—	—
			最終	—	—	—	●	—	—
即時分配	親口座から子口座に資金を即時分配する機能です。	円普通預金口座残高の範囲内かつブーリング額の範囲内	参照	—	●	●	●	●	●
			申請	—	—	●	●	—	●
			承認	—	●	●	●	●	●
			最終	—	—	—	●	—	—
玉突き振込	親口座から子口座を経由して資金移動し、振込手続きを行う機能です。	円普通預金口座残高の範囲内かつブーリング額の範囲内	参照	—	●	●	●	●	●
			申請	—	—	●	●	—	●
			承認	—	●	●	●	●	●
			最終	—	—	—	●	—	—
振込 (申請承認)	当社または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座宛に振込手続きを行う機能です。	円普通預金口座残高の範囲内	参照	—	●	●	●	●	●
			申請	—	—	●	●	—	●
			承認	—	●	●	●	●	●
			最終	—	—	—	●	—	—
総合振込 (申請承認)	複数の振込手続きを一括で処理する機能です。	円普通預金口座残高の範囲内	参照	—	●	●	●	●	●
			申請	—	—	●	●	—	●
			承認	—	●	●	●	●	●
			最終	—	—	—	●	—	—
承認経路管理	承認経路を最大7段階まで設定し、各申請に対して割りあてる機能です。	—	参照	—	●	●	●	●	●
			申請	—	—	●	●	—	●
			承認※	—	—	—	●	—	—
			最終	—	—	—	—	—	—
ワークフロー	振込や分配などの取引を承認経路に沿って実行する機能です。	—	参照	—	—	—	—	—	—
			申請	—	—	—	—	—	—
			承認	—	—	—	—	—	—
			最終	—	—	—	—	—	—
口座登録	CMSで利用する口座を登録する機能です。	—	参照	—	●	●	●	—	—
			申請	—	—	●	●	—	—
			承認	—	●	●	●	—	—
			最終	—	—	—	●	—	—
預金金利 設定・計算	子口座債権額に対する想定金利を設定する機能です。	—	参照	—	●	●	●	●	●
			申請	—	—	●	●	—	—
			承認	—	●	●	●	—	—
			最終	—	—	—	●	—	—
明細照会	取引明細を照会する機能です。	—	参照	—	●	●	●	●	●
			申請	—	—	—	—	—	—
			承認	—	—	—	—	—	—
			最終	—	—	—	—	—	—
帳票出力	取引明細および残高証明書を帳票として出力する機能です。	—	参照	—	●	●	●	●	●
			申請	—	—	—	—	—	—
			承認	—	—	—	—	—	—
			最終	—	—	—	—	—	—
操作ログ	取引や設定変更の履歴を記録する機能です。	—	参照	●	—	—	—	—	—
			申請	—	—	—	—	—	—
			承認	—	—	—	—	—	—
			最終	—	—	—	—	—	—
ユーザ管理	利用者ごとに操作権限を設定する機能です。	—	参照	●	—	—	—	—	—
			作成	●	—	—	—	—	—
			承認※	●	—	—	—	—	—
			最終	—	—	—	—	—	—
ユーザ詳細	ユーザー自身の登録情報の確認および取引パスワードの変更を行う機能です。	—	参照	—	—	—	—	—	—
			申請	●	●	●	●	●	●
			承認※	●	—	—	—	—	—
			最終	—	—	—	—	—	—

※ワークフローによる申請承認ではない

4. 当社所定の権限または承認経路が設定されたユーザーは、本サービスを利用しているグループ会社およびユーザー名の全部または一部を閲覧することができます。
5. お客さまは、本サービスにおけるユーザーの権限の設定および当該権限に基づく閲覧・操作について一切の責任を負うものとします。

第5条（口座の登録）

1. お客さまが本サービスのお申込時にお届けいただいた口座を親口座として登録します。親口座は、本契約の契約期間中は変更することはできません。
2. 子口座を登録するためには、事前に当該子口座を開設しているグループ会社において本サービスに係る契約手続きが完了している必要があります。
3. 前条の規定により所定の権限を付与されたユーザーが、本サービス所定の画面で利用口座の登録を申請し、子口座の取引責任者がこれを承認した後、当社所定の時間に子口座の登録が完了します。
4. 子口座として登録できる口座は当社所定の口座に限ります。
5. 子口座が本サービスに登録されると、親口座および子口座の取引責任者宛てに本サービスに登録された旨が通知されます。

第6条（子口座の利用停止等）

1. 本サービスにおいて子口座の利用停止を希望する場合、当社所定の方法によりその旨を申し出るものとします。
2. 当社は、前項の申出を受領した後、速やかに当該子口座の本サービスの利用を停止するものとします。
3. 親口座の所定の権限を有するユーザーは、子口座について、当社所定の手続きを行うことにより当社所定の取引の全部または一部を制限することができます。

第7条（契約情報の変更）

1. お客さまに本サービスに関連して当社に登録した情報に変更が生じた場合、速やかに当社所定の方法により申し出るものとします。
2. 前項に定める場合において、当社所定の登録情報に変更が生じたときは、本サービスの利用継続のための審査が必要となります。

第8条（利用審査）

1. 当社は本サービスが適正に利用されているかを確認するため、原則として年1回、または前条2項の定めに則り、当社所定の方法により審査を行います。
2. お客さまは、当社から審査のための資料の提出依頼を受けたときは速やかに提出に応

じるものとします。

3. 本条に定める審査の結果、お客さまが本サービスの利用に適さないと当社が判断した場合、当社は本規定に基づいて本契約を解除し、または本契約の更新をお断りすることがあります。この場合において、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、当社は一切の責任を負いません。

第9条（利用料）

本サービスに係る利用料は、別途お客さまが当社に提出する申込書に記載された額を、当該申込書記載の方法により支払うものとします。

第10条（プーリング）

1. 当社所定の権限が設定されたユーザーは任意の子口座を指定してプーリングの設定をすることができます。プーリングが設定された子口座は、当該ユーザーが設定した頻度で、子口座にある資金が親口座に自動で移動されます。
2. 本サービスにおいて設定できるプーリングの方式は、子口座のすべての残高を親口座に移動させる方式（ゼロバランス方式）のみとなります。
3. プーリングは、プーリングが実行される日における当社所定の時点に存する子口座の残高に対して実行されます。

第11条（分配）

1. 本サービスにおける分配の種類は以下のとおりです。
 - ① 即時分配
事前に設定された金額を、親口座から子口座に資金を即時に分配する方式です。
 - ② 予定分配
あらかじめ設定した条件に基づき、当社所定の時間に、自動的に資金を親口座から子口座に分配する方式です。
 - ③ 強制分配
子口座において口座振替予定がある場合、当該口座振替に必要な額を親口座から子口座に自動で分配する方式です。強制分配は、即時分配および予定分配に優先して実行されます。
2. 本サービスにおいて、分配を実行できる額は、前条に定めるプーリングを実行した各子口座のプーリングした資金の累積額の範囲内に限るものとします。なお、分配が実行されると、プーリングした資金の累積額から当該分配実行額を差し引いて、分配が可能となる資金の累積額を計算し直します。
3. 親口座において資金不足やその他の理由により分配ができない場合、親会社および子会社の取引責任者に分配ができない旨が通知されます。

第 12 条（プーリング・分配の停止事由）

1. 分配元の親口座（以下、本条において「対象口座」といいます）の残高が分配に必要な金額に満たない場合、その時点の分配は実行されません。
2. 当社は、対象口座において、入出金の全部または一部が制限されている場合、当該口座にかかるプーリングまたは分配の実行を停止できるものとします。
3. 前 2 項によってプーリングまたは分配の実行が行われなかったことについて、当社は故意または重大な過失がない限り、一切の責任を負いません。

第 13 条（振込手続）

1. 本サービスを利用して親口座から振込む場合、本サービス上で振込および総合振込の機能を利用することができます。当該機能の利用については、当社が定める「振込規定」および「総合振込規定」に準じて取り扱うものとします。
2. 本サービスを利用して子口座から振込を行う場合、子口座を本サービス上で操作する方法のほか玉突き振込の機能を利用して行うことができます。玉突き振込を利用した場合、振込資金、振込手数料その他これに関連して必要となる手数料を親口座から子口座へ資金移動し、子口座から振込が実行されます。

第 14 条（契約期間）

本サービスの契約期間は契約の成立日から起算して 1 年間とします。ただし、契約期間満了日の 1 カ月前までにお客さままたは当社から当社所定の方法による更新停止の申し入れがない場合は、契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとし、以後も同様とします。

第 15 条（解約手続）

1. お客さまは本サービスを解約する場合、解約希望日の 1 カ月以上前に当社所定の方法にて書面で申し入れを行うものとします。
2. 前項の解約において、お客さまの解約希望日が前条に定める契約期間満了日（継続された場合は継続された契約期間満了日）でない場合、お客さまは当該満了日までの月額利用料相当額を一括して支払うものとします。
3. 本サービスを月中に解約した場合、日割りの月額利用料金の返金はいたしません。

第 16 条（強制解約）

1. 銀行取引規定に定める事由のほか、お客さまが本サービスにかかる利用料の支払いを 2 カ月以上遅滞している場合、または本規定に定める審査の結果お客さまが本サービスの利用に適さないと当社が判断した場合、当社は本契約を解約できるものとしま

す。

2. 親口座が銀行取引規定の規定により解約された場合、本サービスも自動的に解約されるものとします。この場合において、本サービスにかかる未払いの利用料がある場合、解約時の親口座の残高を本サービスの利用料に充当し、当該充当額が未払いの利用料の額に満たない場合、直ちに当社の指定口座に振込む方法によって支払うものとします。なお、親口座において当社の他の商品またはサービスについて未払いの債務がある場合、当社が充当すべき債務を指定するものとします。

第 17 条（解約後の情報の取扱い）

本サービスを解約した場合であっても、親口座が解約されない限り本サービスの帳票出力による証明書等の発行を行うことができます。

第 18 条（免責事項）

当社に故意または過失がある場合を除き、本サービスの利用についてお客さまが一切の責任を負うものとします。なお、当社に故意または過失がある場合であっても、その損害の賠償の範囲は、直接かつ通常発生した損害の範囲に限定されるものとし、間接損害、特別損害については損害賠償の責任を負いません。

第 19 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取り扱います。当社の規定は、当社 Web サイト上に掲示します。

第 20 条（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社 Web サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以 上

（2026 年 8 月 31 日現在）